

「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の概要

1 趣 旨

国における退職手当の支給水準の引下げおよび特別区における人事制度の改正の趣旨等を踏まえ、官民均衡を図るとともに在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映するため、退職手当の見直しを行う。

2 改正内容

(1) 支給率の改定

区分		普通退職	定年退職等
最高支給率（月数）	現行	41.25	49.55
	改正後	39.75	47.70

(2) 調整額の区分およびポイントの改定

行政系	部長	統括課長	課長	総括係長	係長		主任主事
技能・業務系					統括技能長	技能長	技能主任
幼稚園教育職員			園長	副園長			主任教諭
現行	402	335	268	207	185	168	146
改正後	400	300		215	190	170	148

(3) 支給制限規定の改定

国における退職手当の支給制限を踏まえ、懲戒免職処分等に係る退職手当の支給について、国に準じた規定に改正する。

3 施行期日

平成30年4月1日

新旧対照表

○職員の退職手当に関する条例

新	旧
<p>(普通退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次条第1項、第7条第1項または第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者(第16条第1項各号に掲げる者を含む。)に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(職員の給与に関する条例(昭和26年品川区条例第17号)第9条および学校教育職員の給与に関する条例(平成20年品川区条例第23号)第11条の規定に基づく給料の調整額(以下「給料の調整額」という。)を除く。以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の50</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の107</p> <p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の153</p> <p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200</p> <p>(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の134</p> <p>(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の101</p>	<p>(普通退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次条第1項、第7条第1項または第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(職員の給与に関する条例(昭和26年品川区条例第17号)第9条および学校教育職員の給与に関する条例(平成20年品川区条例第23号)第11条の規定に基づく給料の調整額(以下「給料の調整額」という。)を除く。以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の50</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の115</p> <p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の155</p> <p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の210</p> <p>(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の140</p> <p>(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の105</p>
<p>2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に39.75を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p>	<p>2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に41.25を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p>
<p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第6条 定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、職員の定年等に関する条例(昭和59年品川区条例第2号)第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者または死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の83</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の157</p> <p>(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の168</p>	<p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第6条 定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、職員の定年等に関する条例(昭和59年品川区条例第2号)第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者または死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の85</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の165</p> <p>(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の175</p>

新	旧
<p>(4) 26年以上34年以下の期間については、1年につき<u>100分の154</u></p> <p>(5) 35年以上の期間については、1年につき<u>100分の89</u></p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に47.7を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p> <p>(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第7条の4 (第1項省略)</p> <p>2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことまたは第11条第5項に規定する都職員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間および第16条第1項または第18条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当および第12条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員または第11条第5項に規定する都職員等となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。</p> <p>(第1号および第2号省略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p>	<p>(4) 26年以上34年以下の期間については、1年につき<u>100分の160</u></p> <p>(5) 35年以上の期間については、1年につき<u>100分の90</u></p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に49.55を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p> <p>(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第7条の4 (第1項省略)</p> <p>2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことまたは第11条第5項に規定する都職員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間および第16条もしくは第18条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当および第12条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けなかつたことまたは第18条第2項の規定により一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員または第11条第5項に規定する都職員等となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。</p> <p>(第1号および第2号省略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p>
<p>第10条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める数(以下「ポイント」という。)を合計した数に、第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>400</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>300</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>215</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>190</u></p>	<p>第10条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める数(以下「ポイント」という。)を合計した数に、第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>402</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>335</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>268</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>207</u></p>

新	旧
<p>(5) 第5号区分 <u>170</u>  (6) 第6号区分 <u>148</u>  (7) 第7号区分 <u>零</u></p> <p>(第2項から第7項まで省略)  (勤続期間の計算)</p> <p>第11条 (第1項省略)  (第2項省略)</p> <p>3 職員が退職した場合(第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日またはその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。  (第4項から第8項まで省略)  (懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容および程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。  (第1号および第2号省略)</p> <p>2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。  (退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 (第1項省略)</p>	<p>(5) 第5号区分 <u>185</u>  (6) 第6号区分 <u>168</u>  (7) 第7号区分 <u>146</u>  (8) 第8号区分 <u>零</u></p> <p>(第2項から第7項まで省略)  (勤続期間の計算)</p> <p>第11条 (第1項省略)  (第2項省略)</p> <p>3 職員が退職した場合(第16条各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日またはその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。  (第4項から第8項まで省略)  (懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、<u>当該一般の退職手当等の全部を支給しない。</u></p> <p>(第1号および第2号省略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 (第1項省略)</p>

新	旧
<p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>5 第1項または第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、<u>次条第1項</u>の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、<u>次条第1項</u>の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が<u>次条第2項</u>の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。</p> <p>(第7項から第9項まで省略)</p> <p>10 <u>前条第2項および第3項の規定は、支払差止処分について準用する。</u></p>	<p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>5 第1項または第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、<u>次条第2項</u>の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、<u>次条第2項</u>の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が<u>次条第3項</u>の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。</p> <p>(第7項から第9項まで省略)</p> <p>10 <u>退職手当管理機関は、支払差止処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支払差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。</u></p> <p>11 <u>退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該支払差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該支払差止処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもって通知に代えることができる。この場合において、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該支払差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>	<p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>

新	旧
<p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</u></p> <p>(2) <u>当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</u></p>	<p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、<u>当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない。</u></p> <p>2 <u>退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容および程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動ならびに当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。</u></p>

新	旧
<p>2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、<u>前項第3号</u>に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、<u>第16条第1項</u>に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当管理機関は、<u>第1項第3号</u>または前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。</p> <p>4 品川区行政手続条例（平成10年品川区条例第2号。以下「行政手続条例」という。）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。</p> <p>5 <u>第16条第2項</u>および<u>第3項</u>の規定は、<u>第1項</u>および<u>第2項</u>の規定による処分について準用する。</p> <p>6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し<u>第1項</u>または<u>第2項</u>の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。 （退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、<u>第16条第1項</u>に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第21条において「失業手当受給可能者」という。））であつた場合に</p>	<p>(2) <u>当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</u></p> <p>3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、<u>前項第2号</u>に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、<u>同項</u>に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>4 <u>第2項</u>の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分を行うときは、一般の退職手当等のうち、一般の退職手当に相当する部分は、<u>第5条</u>の規定により計算した額を基準として算定する。</p> <p>5 退職手当管理機関は、<u>第2項第2号</u>または<u>第3項</u>の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。</p> <p>6 品川区行政手続条例（平成10年品川区条例第2号。以下「行政手続条例」という。）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。</p> <p>7 <u>前条第10項</u>および<u>第11項</u>の規定は、<u>第2項</u>および<u>第3項</u>の規定による処分について準用する。</p> <p>8 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し<u>第2項</u>または<u>第3項</u>の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。 （退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、<u>前条第2項</u>に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第21条において「失業手当受給可能者」という。））であつた場合に</p>

新	旧
<p>あつては、これらの規定により算出される金額（次条および第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>（第1号から第3号まで省略）</p> <p>（第2項から第5項まで省略）</p>	<p>あつては、これらの規定により算出される金額（次条および第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>（第1号から第3号まで省略）</p> <p>（第2項から第5項まで省略）</p>
<p>6 <u>第16条第2項</u>の規定は、第1項の規定による処分について準用する。</p> <p>（遺族の退職手当の返納）</p>	<p>6 <u>第17条第10項</u>の規定は、第1項の規定による処分について準用する。</p> <p>（遺族の退職手当の返納）</p>
<p>第20条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、<u>第16条第1項</u>に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>第20条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、<u>第18条第2項</u>に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>2 <u>第16条第2項</u>ならびに前条第2項および第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。</p> <p>（第3項省略）</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p>	<p>2 <u>第17条第10項</u>ならびに前条第2項および第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。</p> <p>（第3項省略）</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p>
<p>第21条 （第1項省略）</p> <p>（第2項から第5項まで省略）</p>	<p>第21条 （第1項省略）</p> <p>（第2項から第5項まで省略）</p>
<p>6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、<u>第16条第1項</u>に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続または遺贈により取得をしたまたは取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況および当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。</p>	<p>6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、<u>第18条第2項</u>に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続または遺贈により取得をしたまたは取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況および当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。</p>
<p>7 <u>第16条第2項</u>ならびに第19条第2項および第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。</p>	<p>7 <u>第17条第10項</u>ならびに第19条第2項および第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。</p>



新	旧
<p>(第8項省略) (人事委員会による調査審議)</p> <p>第22条 (第1項省略)</p> <p>2 退職手当管理機関は、<u>第18条第1項第3号もしくは第2項、第19条第1項、第20条第1項または前条第1項から第5項までの規定による処分</u>（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。</p> <p>3 人事委員会は、<u>第18条第2項、第20条第1項または前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。</u> (第4項から第6項まで省略)</p> <p>付 則 (第1条から第7条まで省略) <u>(退職手当の調整額に係る経過措置)</u></p> <p>第8条 (第1項省略) (第2項および第3項省略)</p> <p>4 <u>平成30年4月1日以後に退職</u>（第5条第1項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において職員の給与に関する条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表(二)（以下「行政職給料表(二)」という。）の適用を受け、かつ、<u>第10条第1項第7号に掲げる区分に該当する期間</u>（以下「対象期間」という。）を有する場合は、対象期間1年度につき、<u>68の数</u>（当該対象期間中に第10条第5項に規定する休職月等がある場合および規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行つた数）を合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。</p> <p>5 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表(二)の職務の級が2級（平成17年3月31日以前の期間にあつては、3級）以上であつた期間（その者が都職員等として引き続いた在職期間を有する場合にあつては、当</p>	<p>(第8項省略) (人事委員会による調査審議)</p> <p>第22条 (第1項省略)</p> <p>2 退職手当管理機関は、<u>第18条第2項第2号もしくは第3項、第19条第1項、第20条第1項または前条第1項から第5項までの規定による処分</u>（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。</p> <p>3 人事委員会は、<u>第18条第3項、第20条第1項または前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。</u> (第4項から第6項まで省略)</p> <p>付 則 (第1条から第7条まで省略)</p> <p>第8条 (第1項省略) (第2項および第3項省略)</p> <p>4 <u>平成25年4月1日以後に退職</u>（第5条第1項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において職員の給与に関する条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表(二)（以下「行政職給料表(二)」という。）の適用を受け、かつ、<u>第10条第1項第8号に掲げる区分に該当する期間</u>（以下「対象期間」という。）を有する場合は、対象期間1年度につき、<u>次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、当該各号に定める数</u>（当該対象期間中に第10条第5項に規定する休職月等がある場合および規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行つた数）を<u>それぞれ</u>合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。</p> <p>(1) <u>平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間</u> 20</p> <p>(2) <u>平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間</u> 40</p> <p>(3) <u>平成27年4月1日以後の期間</u> 68</p> <p>5 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表(二)の職務の級が2級（平成17年3月31日以前の期間にあつては、3級）以上であつた期間（その者が都職員等として引き続いた在職期間を有する場合にあつては、当</p>

新	旧
<p>該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であつた期間)を有するときは、対象期間1年度につき、<u>22</u>の数(当該対象期間中に第10条第5項に規定する休職月等がある場合および規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行つた数)を合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。</p> <p>(第9条省略)</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。</u></p>	<p>該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であつた期間)を有するときは、対象期間1年度につき、<u>次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、当該各号に定める数</u>(当該対象期間中に第10条第5項に規定する休職月等がある場合および規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行つた数)を<u>それぞれ</u>合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。</p> <p><u>(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 6.7</u> <u>(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 13.4</u> <u>(3) 平成27年4月1日以後の期間 22</u></p> <p>(第9条省略)</p>